

「原野商法」の 二次被害のトラブル多発

「土地を買い取ります」などの勧誘にはご注意ください！

勧誘の手口は？

①過去に原野等の土地を購入した消費者に対して、電話や自宅を訪問して「**土地を買い取る**」と勧誘がきます。



あなたの土地を
買い取ります。

②土地が売れると安どしているところで様々な理由をつけて**金銭の支払を要求してきます**。

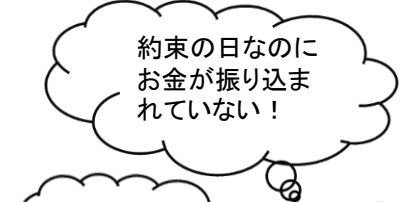


手数料を
一時立て替えて
ください。

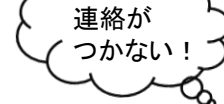
節税対策で他の
土地を買ったこと
にしませんか。

お金は後で
お返しします。

③要求された金銭を支払った後、自分の土地の売却代金の支払は受けられず、業者とは**連絡がつかなくなる**ことが多いです。



約束の日なのに
お金が振り込ま
れていない！



連絡が
つかない！



注意するポイント

「**土地を買い取る**」「**お金は後で返す**」は常套句！

原野商法により取得した土地について、「**土地を買い取る**」などといった勧誘があった場合、土地の売却と別の土地の購入がセットになっていたり、後々、測量代や手数料、節税対策と称して代金を請求されたりします。

「**お金は後で返す**」と言われても、その後、**事業者とは連絡が取れなくなる**ことが多いので、**きっぱりと断りましょう**。

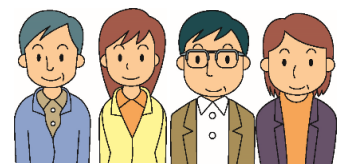


ひとりで決めずに、**まずは相談！**

一度お金を支払ってしまうと、その**お金を取り戻すことは非常に困難**です。根拠がはっきりしない代金の請求があるなど、少しでも不審な点を感じたら、**すぐにお金を支払うことは絶対にせず、家族や消費生活センター等に相談**しましょう。

原野商法の二次被害のトラブルでは、**高齢者**が被害に遭うケースが目立ちます。

周りの人も、悩んでいる様子がないか、高齢者の日常生活に変化が生じていないか**気を配りましょう**。



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤマン』

いやや!



契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ！

訪問販売や電話勧誘販売による取引は、
 契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**無条件で契約解除**ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには
 条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

「クーリング・オフ」ってどうやるの？



クーリング・オフの方法

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約年月日**、**契約した土地の地番**、**契約金額**、**販売会社**、**担当者名**、「**この契約を解除します**」ということを書きます。
あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。
 諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

書面の記載例

| | |
|----------------|----------|
| 切手 | □□□□□□□□ |
| ××県×市×町×丁目×番×号 | |
| 株式会社××× 御中 | |

| 通知書 | |
|---------------------------|------------------------------|
| この契約を解除します。 | |
| 契約年月日 | 平成〇〇年〇月〇日 |
| 契約した土地の地番 | 〇〇県〇〇市〇〇 □□□-□□□□ |
| 契約金額 | 〇〇〇〇〇〇円 |
| 販売会社 | 株式会社 ××× □□営業所 担当者△△△△ |
| 支払った代金〇〇円を返金してください。 | |
| 平成〇〇年〇月〇日 | |
| 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇 | |

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。
 身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

